

2025（令和7）年3月25日

〒615-8245
京都府京都市西京区御陵大原 1-49
株式会社ファーマフーズ 御中
代表取締役社長 金 武祐 殿

適格消費者団体
特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5
TEL 048-844-8972/FAX 048-829-7444
E-mail nakusukai.01@saitama-k.com
理事長 池本 誠司



申入書

当会は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービスおよび契約に関わる調査、研究、検討を行っている、消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士等で構成している特定非営利活動法人です。平成21年3月5日に内閣総理大臣から消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当表示使用に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

この度、貴社のウェブサイト広告表示について下記のとおり申し入れを致します。

つきましては、本申入れに対する回答を、2025（令和7）年4月15日までに、書面にて当会まで送付いただけますようお願いいたします。なお、本申入れ書および貴社からの回答の有無・内容等は、消費者契約法第27条に基づき、当会において公表させていただくことを念のため申し添えます。

記

第1 申入れの趣旨

貴社がインターネット上で販売している薄毛治療薬・育毛剤「ニューZ」（以下、「本件商品」といいます。）に関する下記のWebページ（以下、「本件サイト」といいます。）を含む、貴社における広告上の表記において、以下の表示に関して、削除、又は、適正な表示に修正をしてください。

- ① 本件商品の使用の前後における画像
- ② 本件商品の使用者における体験談・感想等

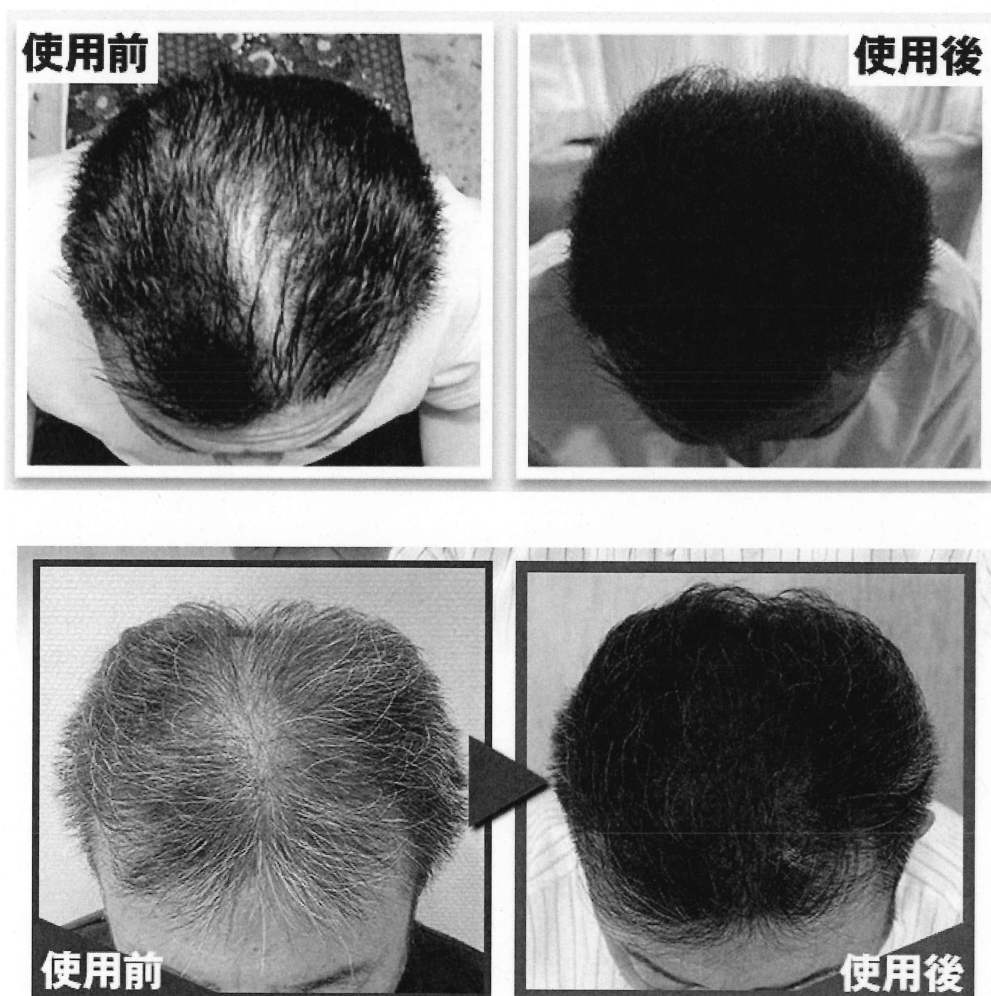
【Webページ】

[https://store.tamagokichi.com/lp/newz/02chat/index_qu.html?rc_kiji_direct=1&ad_code=PF2\[%E2%80%A6\]oAYohecdUQ&ebisOther5=a97e8593-98c7-4711-8227-36ad4604ee70](https://store.tamagokichi.com/lp/newz/02chat/index_qu.html?rc_kiji_direct=1&ad_code=PF2[%E2%80%A6]oAYohecdUQ&ebisOther5=a97e8593-98c7-4711-8227-36ad4604ee70)

第2 申入れの理由

- 1 貴社は、本件サイト等における広告表示にて、『「ご自宅」で薄毛・AGA・脱毛の治療ができるようになりました!』として、本件商品に「発毛促進、育毛、脱毛(抜毛)の予防、若禿(壮年性脱毛症)、薄毛、ふけ、かゆみ、病後・産後の脱毛、粧糠性脱毛症、円形脱毛症の効能効果」があり、「脱毛症改善」「AGA治療」「毛髪治療」「薄毛治療」を目的として販売をしております。

そして、本件商品の使用の前後として、以下のような画像(以下、「本件画像」といいます。)を掲載しているものです。



この点、医薬品については、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の第66条において、「効能、効果又は性能に関して、明示的であると暗示的であるとを問わず、虚偽又は誇大な記事を広告」することを禁止しています。

また、本件サイトは、「特定商取引に関する法律」における通信販売に該当しますところ、同法の第12条において、当該商品の性能等について、「著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を

誤認させるような表示をしてはならない。」とされています。

そして、「不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律」（以下、「景品表示法」といいます。）においても、同法の第34条第1項第1号及び同法第5条第1号により優良誤認表示（商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると誤認される表示をすること）を禁止しているものです。

そのため、上記各法律において、直ちに、使用の前後の画像の掲載が禁止されるものではないとしても、その真実性が確保されていることは当然のこととして、消費者に対して、効能効果についての誤認を与える内容である場合には、各法律に違反するものと考えられます。

そこで、①本件画像が、真に本件商品の使用による効能効果に基づくものではない場合、又は、②仮に、真に効能効果に基づくものであったとしても、何かしらの画像加工等をされている場合においては、本件画像の削除をしてください。

また、③使用者において、必ずしも本件画像と同程度の効能効果が保証できるとは言えない場合においては、本件画像の削除、又は同程度の効能効果が保証できないことを明示的に表示するなどの適正な表示に修正をしてください。

なお、「個人差があります。」との表記がありますが、本件画像等にて、その効能効果の表示がなされていることに比して、当該表記は、極めて文字サイズが小さいものであり、消費者に当該効能効果が必ずしも保証できないことを理解しやすいように他の表記と同程度の文字サイズ、位置等における表記をされるべきものと考えます。

2 次に、本件サイトにおいては、上記の本件画像のみならず、「橋本さん」「武藤さん」「斉藤さん」「尾崎さん」による体験談が掲載されております。

この点、上記法律の各趣旨からしまして、画像同様に、真実性の確保、及び、消費者に対して、効能効果についての誤認を与える内容でないことが必要となります。

そして、厚生労働省「医薬品等適正広告基準の解説及び留意事項等について」においても、『愛用者の感謝状、感謝の言葉等の例示及び「私も使っています。」等使用経験又は体験談的広告は、客観的裏付けとはなりえず、かえって消費者に対し効能効果等又は安全性について誤解を与えるおそれがある』とされています。

そこで、各体験談については、貴社が依頼をしたものであることの表記がありますが、真に、貴社とは無関係の本件商品の使用者（第三者）によるものであり、かつ、記載内容についても「てっぺんの地肌が見えにくくなってる!」「髪が太くなって分厚くなってきました。」といった事実間違いのないでしょうか。

仮に、かかる事実が異なるようであれば、各体験談を削除してください。

なお、貴社が依頼したものであることの表記についても、前記同様に、消費者にその旨を理解しやすいように他の表記と同程度の文字サイズ、位置等における表記をされるべきものと考えます。

また、仮に、貴社と無関係の第三者によるものだとしても、「過度な表現や保証的

な表現とならないよう注意する」とともに、「使用感のみを特に強調する広告は、消費者に当該製品の使用目的を誤らせるおそれがあるため行わないこと。」ともされています。

しかしながら、各体験談においては、続けていきたい理由が「使用感が良い」「塗り心地もさっぱり」といったものであり、その記載内容としても不適切だと思われます。

- 3 以上の観点より、前記の景品表示法に基づき、申入れの趣旨記載のとおり、広告表示における削除、又は、適正な表示に修正を求めるものです。

第3 開示のご依頼

最後に、貴社において、本件画像が、真に本件商品の使用による効能効果に基づくものであり、何かしらの画像加工等をされていないということでしたら、各画像の撮影年月日、及び、オリジナル画像データを開示していただきたくお願い申し上げます。

以 上

《本件に関する問合せ先》

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
事務局 清水

TEL : 048-844-8972/FAX : 048-829-7444